

介護サービス利用の流れ

01 要介護認定の申請をします

02 利用者様の体調等、
認定調査が行われます

03 認定調査の審査・判定

判定の「要介護度」によって、介護保険で利用できるサービスの種類や内容、料金負担割合が決まります

04 ケアプランを作成します

ご希望のサービスを伺い、ご納得の居宅サービス計画書を作成します。

05 居宅サービスが開始
されます

ケアプランに沿って利用します。

社会福祉法人

富士見市社会福祉協議会
居宅介護支援事業所

事業所番号 1172900662

営業時間

月～金 / 9:00～17:00

＊祝祭日及び12月29日から1月3日を除く

＊緊急時は24時間体制

〒354-0021

埼玉県富士見市鶴馬1932-7

市民福祉活動センター「ぱれっと」内

TEL : 049-254-0747

FAX : 049-253-6313

URL : www.fujimi-shakyo.or.jp



社会福祉法人

富士見市社会福祉協議会
居宅介護支援事業所

介護保険
おまかせください



富士見市社協
マスコットキャラクター
うさみん

ケアプランの作成例

目標 足の筋力をつけ買い物へ1人で行けるようになりたい

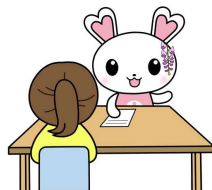
	月	火	水	木	金	土	日
午前		通所介護	訪問介護		通所介護		
午後						訪問介護	

足の筋力回復のため
機能訓練を行う。
外出は気分転換にも

1人で出かけられるよう
になるまで、買い物へ
一緒に出かけます。

ケアマネジャーの役割

- ✓ 要介護認定の申請代行
- ✓ ケアプラン作成
- ✓ 介護サービス事業所との連絡調整
- ✓ サービスの再評価とサービスの練り直しなど



当事業所の特徴

1 緊急連絡体制

24時間、当事業所と連絡がとれる体制を整えています。

2 専門性の高い職員体制

介護福祉士、社会福祉士、主任介護支援専門員などの資格をもったケアマネジャー(介護支援専門員)が、親身になってご相談やケアプラン作成をさせていただきます。

3 地域との結びつき

社協内の各事業との連携をはかりながら、保険者、高齢者あんしん相談センター、保険医療サービスおよび福祉サービス等を提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。